

「茨城県性暴力根絶条例」案に関する会長談話

いばらき自民党は、令和4年9月1日開会の茨城県議会第3回定例会に標記条例案（以下、「本条例案」という。）を上程する予定とのことである。

本条例案は、性暴力の根絶、性暴力による被害からの回復の支援、性暴力の再犯防止や性暴力をした者の社会復帰支援を目的とするものであり、その目的に賛同するものである¹。

しかしながら、子どもに対し本条例案第2条第2号アないしエまでに掲げる罪を犯した者のうちの一定の者につき、その氏名や住居の所在地等の茨城県知事への届出義務等について規定する本条例案第15条並びにそれを前提とする同第16条第1、2項及び同第22条について、以下の理由から反対の意見を述べる。

本条例案第15条は、第1項で、子どもに対する一定の性犯罪を犯して懲役又は禁錮²に処せられ、その執行を終わった者（以下、「対象者」という。）に対し、その者の氏名、住居の所在地、届出に係る事由その他規則で定める事項の茨城県知事への届出義務を課している。同条第2項では、届出に係る情報を、再犯防止又は社会復帰の支援の目的を達成するために必要な限度において利用し又は提供することができるとしている。さらに同条第3項では、届け出た事項に変更を生じたときや茨城県の区域外に転居しようとする場合に更なる茨城県知事への

¹ 本条例案の目的に賛同する観点からは、本条例案第2条第2号のアには、刑法第226条の2第3項及び第4項（わいせつの目的である場合に限る。）、同法第227条第3項（わいせつの目的である場合に限る。）並びにこれらに関する同法第228条を含めることも考えられること、また、本条例案第2条第2号のウには、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第8条を含めることも考えられることを指摘しておきたい。

他方、本条例案第2条第2号のカについては、「自己の性的好奇心又は欲求を満たす目的で犯した罪」とあるが、その範囲が必ずしも明確ではないという問題がある。また、同条第5号については、「その者に係る性的な画像その他」とあるが、「その他」の範囲が必ずしも明確ではないという問題がある。これらについては、その明確化（あるいは削除）などが検討されるべきと考える。

² なお、令和4年6月13日に懲役と禁錮を廃止し拘禁刑を創設することなどを内容とする刑法等の一部を改正する法律が国会で成立した（拘禁刑に関する施行日は本談話作成日時点で未定）。

届出を義務付けている。同第16条第1項では、同第15条第1項の届出をした者が申し出たときに、当該者に対して、茨城県知事は再犯防止のための治療や社会復帰のための措置を受けることができるよう支援に取り組むとし、同第16条第2項では、茨城県知事は、特に必要と認めるときは、同第15条第1項の届出をした者に対して、同第16条第1項の届出を勧奨することができる」と規定している。

しかし、前科及び犯罪経歴は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する（最高裁昭和56年4月14日第三小法廷判決、同平成6年2月8日第三小法廷判決）。本条例案第15条第1項及び第3項は、一定の前科のある者に、氏名などの個人の特定をともなう情報（さらに、同条第1項では、届出事項として「届出に係る事由その他規則で定める事項」とされているが、「届出に係る事由」とはその趣旨が明確ではなく、また、「その他規則で定める事項」とされ、届出を要する事項の範囲が明確ではないといった問題もある）の届出を同第22条による過料という制裁をもって強制するものであり、また、同条第15条第2項では、第三者への提供も可能とするような制度でもあり、上記の法律上の保護に値する利益を侵害するおそれがあると考えられる。

さらに、最高裁令和4年6月24日第二小法廷判決は、一定期間を経過した前科に関してツイートの削除請求を認めている。本条例案には、第15条に基づき届け出られた事項の保存期間の定めがないが、こうした情報が長期間にわたって保存利用されることになれば、かかる最高裁第二小法廷判決の趣旨に反するおそれがある。

加えて、本条例案第16条第1、2項及び同第22条は、上記のような同第15条を前提とするものであることから、やはり問題があるといえる。付言すれば、同第16条第1項では、茨城県知事は、再犯防止の治療や社会復帰のための措置といった支援を提供すると規定しているが、対象者から別途申し出があったときに再犯防止の治療等の支援を提供するというのであれば、事前に氏名、住居の所在地等の届出を過料という制裁によって強制する必要は全くない。

本条例案が、対象者に対する更生への支援を真に考えるのであれば、その者が自らすすんで社会復帰への支援を求めることができるような制度を調査研究し、その制度を具体的に規定するべきである。

以上の理由から、本条例案第15条並びにそれを前提とする同第16条第1、2項及び同第22条に反対するものである。

なお、本条例案は、第17条第3項において、同条第1項の支援に関して提供を受けた性暴力をした者の個人情報を「適切に取り扱わなければならない」と規定するだけである（ちなみに、第15条においては、届け出された情報の管理に関する規定が存在しないという問題もある）。性暴力をした者の個人情報が漏洩した場合の被害が甚大であることは容易に推察されるところ、本条例案の管理規定はあまりにも不十分である。そもそも、どのように厳格な管理を行うにしても、情報漏洩のリスクがなくなることはないことを看過してはならず、この点も強く指摘しておきたい。

令和4年8月18日

茨城県弁護士会

会長 亀田 哲也

